一般社団法人日本ゼロカーボン・ウェルフェア協議会・定談

一般社団法人日本ゼロカーボン・ウェルフェア協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ゼロカーボン・ウェルフェア協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 兵庫県赤穂市 に置く。

(目的及び事業)

- 第3条 当法人は、ゼロカーボン社会の実現に向け、積極的な活動を行うと共に、医療・介護業界・その他関係業界の活動を支援することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
 - 1. 再生可能エネルギーの導入・転換の推進
 - 2. 再生可能マテリアルの導入・転換の推進
 - 3. 医療・介護関係事業及びその周辺産業を含めた全事業工程におけるゼロカーボンの 推進
 - 4. ゼロカーボン推進運動に関する出版、セミナー等の企画・開催
 - 5. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 会員(社員)

(種別)

- 第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。
 - 1. 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - 2. 協力会員 当法人の事業に協力するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 当法人の正会員又は協力会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事の過半数による承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める額の入会金及び会費(以下「会費等」という)を 支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、当法人所定の様式による退会届を提出することにより、いつでも退会すること ができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除 名することができる。
 - 1. 定款その他の規則に違反したとき
 - 2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - 3. その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失 する。
 - 1. 死亡し、又は会員たる団体が消滅したとき
 - 2. 禁固以上の刑に処せられたとき
 - 3. 破産手続開始の決定を受けたとき
 - 4. 社員総会の決議によって除名処分を受けたとき

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が当法人を退会した場合であっても、会員が既に納入した入会金、会費その他の拠 出金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会)

- 第12条 当法人の社員総会は、正会員をもって構成する。
 - 2 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年 度終了後3ヶ月以内にこれを開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。
 - 3 社員総会は、理事会の決定にもとづき代表理事が招集し、代表理事がその議長に当たる。

(決議)

- 第13条 社員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 49 条第 2 項による特別決議は、総正会員の半数 以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権等)

- 第14条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
 - 2 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
 - 3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その 提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第4章 役員

(役員)

- 第16条 当法人に、役員として、理事3名以上、監事1名以上を置く。
 - 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員の選任及び解任)

- 第17条 役員の選任及び解任は、社員総会において行う。
 - 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計 数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 監事には、当法人の理事及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、当法人の業務の執行 の決定に参画する。
 - 2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、業務の執行を 統括する。
 - 3 代表理事のほか、職務分掌の必要に応じて、副代表理事・専務理事を、理事会において選定することができる。

(監事の職務及び権限)

- 第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員 総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員 総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員 の任期は、退任した役員の任期が満了する時までとする。
 - 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
 - 5 役員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員に対する報酬等)

第21条 役員に対して、その職務執行の対価として、社員総会の決議を経て、報酬等を支給する ことができる。

第5章 理事会

(理事会の設置及び権限)

- 第22条 当法人に理事会を設置するものとし、理事会は全ての理事をもって構成する。
 - 2 理事会は、次の職務を行う。
 - 1. 当法人の業務執行の決定
 - 2. 理事の職務の執行の監督
 - 3. 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第23条 理事会は、代表理事が招集し、会日の3日前までに、各理事及び監事に対し、通知を発しなければならない。
 - 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第24条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

- 第25条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

- 第26条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(残余財産の処分)

第28条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国若 しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第29条 当法人は剰余金の分配を行わない。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和7年5月31日までとする。

(設立時の社員)

第31条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

兵庫県赤穂市若草町 33 番地

古城資久

東京都練馬区豊玉北五丁目 17番 4 号ラ・ピエール 201 号 安藤高夫

(設立時の役員)

第32条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は次のとおりである。

兵庫県赤穂市若草町 33 番地

理事(代表理事) 古城資久

東京都練馬区豊玉北五丁目 17番 4号ラ・ピエール 201号

理事 安藤高夫

東京都渋谷区西原二丁目 40番 11号

理事 湖山泰成

札幌市東区北 42 条東一丁目 4番 24 号

理事 大橋淳平

東京都小金井市本町五丁目 26番 16号

理事 大石英司

愛媛県四国中央市上分町620番地1

監事 石川賀代

(法令の準拠)

第33条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本ゼロカーボン・ウェルフェア協議会設立のため、設立時社員の定款作 成代理人中西博之は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和6年5月15日

設立時社員の定款作成代理人

大阪府池田市菅原町2番1号

中西博之